

神戸市職員組合および神戸市従業員労働組合との交渉議事録

1. 日 時：令和5年9月5日（火） 17：30～17：35

2. 場 所：1号館13階行財政局会議室

3. 出席者：

（市）給与課長、給与課係長3名、他1名

（組合）市職書記長、市従書記長

4. 議 題：感染症予防業務手当の特例の創設について

5. 発言内容：

（市） 皆様方におかれましては、日頃から、様々な取り組みについて、ご理解・ご協力をいただき、あらためて心から感謝申し上げます。

さて、本日は、感染症予防業務手当の特例の創設について、ご提案させていただきます。

お配りしております「感染症予防業務手当の特例の創設について（案）」をご覧ください。

「1. 概要」についてですが、未知の感染症が発生した場合など、感染症から市民の生命及び健康を保護するため緊急に行われた業務に対し手当を措置できるよう、感染症予防業務手当の特例を設けることといたします。

「2. 内容」についてですが、

（1）「感染症の範囲」については、未知の感染症、既知の感染症のうち急速にまん延した感染症といたします。

（2）「支給対象業務」については、感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置にかかる業務といたします。

（3）「支給額」については、日額3,000円、心身に著しい負担を与えると認められる業務に従事する場合は、日額4,000円を超えない範囲内において定める額といたします。

「3. 実施時期」についてですが、令和5年10月1日といたします。

私からは以上でございます。

（組合） 未知の感染症や、急速に蔓延した感染症が出てれば、その際にこの範囲内で改めて金額等の提案があるということでもいいか。

（市） 特例の適用が必要な感染症がでてきた場合には、改めて金額等の提案をさせていただこうと考えています。

（組合） 提案の内容は、新型コロナ感染症での対応を踏まえ、未知の感染症が発生した場合などの手当支給の迅速化を目的としたものですが、一旦持ち帰り協議します。